

—都税についてのお知らせ—

## 都税に関する公簿の閲覧及び証明申請時の「本人確認」書類について

主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、申請時の「本人確認」を厳格に行っています。

ご理解とご協力をよろしく申し上げます。

### 対象となる公簿と証明

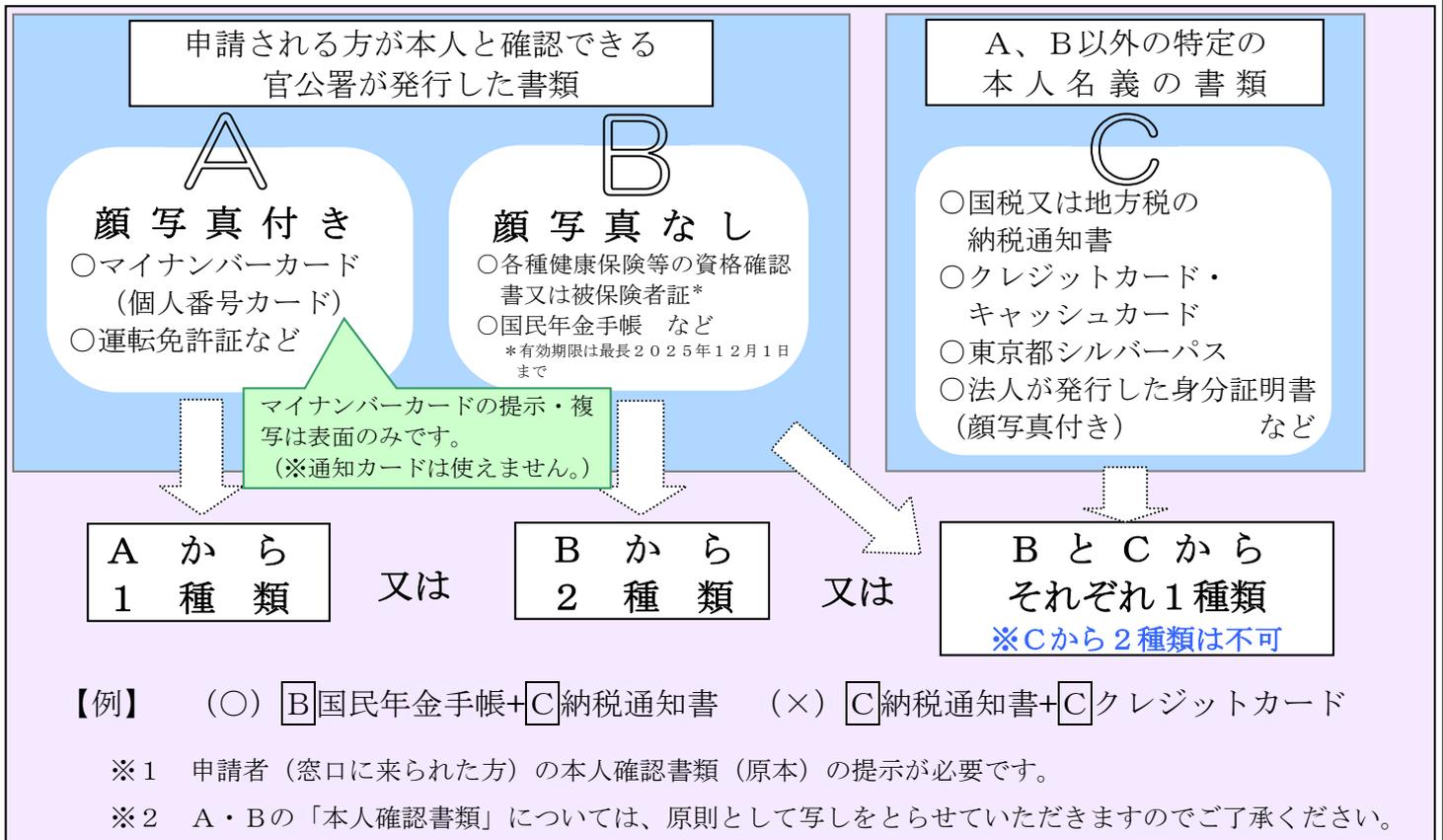
【公簿】土地課税台帳、家屋課税台帳、償却資産課税台帳、土地・家屋名寄帳 など

【証明】納税（課税）証明（自動車税納税証明書（継続検査等用）を除く。）、固定資産評価証明 など

### 窓口で申請をされる場合

申請される方が本人と確認できる書類のうち、次のいずれかの提示が必要です。

窓口で提示していただく「本人確認書類」



### 郵送で申請をされる場合

・ 証明等は、原則として、①納税通知書送付先または②都税事務所等に届けている住所（本店又は主たる事務所の所在地）のいずれかに送付します。

申請書の記載内容（証明等の対象、申請者等）が課税台帳等に登録されている内容と一致している場合は、申請者の「本人確認書類」の提出は不要です。

・ 上記①又は②以外への送付を希望される場合は、手続等について、物件が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

◆ 本人確認書類等の提示又は提出があった場合でも、口頭質問や電話確認等を行うことがあります。

### 【お問合せ先】

物件が所在する区にある都税事務所の下記担当班へ

- 固定資産税（23区内）に関する証明等 …
- 納税証明 …

固定資産税班  
徴収管理班

